

令和7年10月10日

京都市京町家保全・継承審議会会長 様

京都市長 松井 孝治
(担当 都市計画局まち再生・創造推進室)

諮問書

京都市京町家の保全及び継承に関する条例第11条第3項の規定に基づき、次の事項について貴審議会の御意見を賜りたく諮問いたします。

1 諮問事項

「京町家保全・継承推進計画」の改定について

2 諮問の趣旨

本市では、京町家の保全及び継承に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、京町家保全・継承推進計画を平成31年2月に策定し、市民、事業者の皆様と共に、京町家の保全及び継承に向けた様々な取組を推進しているところです。

しかしながら、昨年度行った京町家の状況調査では、依然として京町家の滅失には歯止めがかかっておらず、また、京町家に対する社会的な関心が必ずしも高まっているとは言えない状況であることを改めて確認しており、強い危機感を持って、京町家を未来に継承する取組をより一層推進する必要があります。

つきましては、貴審議会から、令和7年10月8日付けで答申いただいた、今後展開していくべき施策の方向性「いえ」「まち」「暮らし」の3つの視点に基づき、より実効性の高い京町家施策を早期に推進することができるよう、京町家保全・継承推進計画の改定について御審議を賜りますようお願い申し上げます。